

令和 7 年 度

定期監査結果報告書

(令和 7 年 5 月～令和 7 年 8 月)

令和 7 年 8 月 15 日

可 児 市 監 査 委 員

地方自治法及び可児市監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項の規定による監査

第 2 期間及び対象

令和 7 年 5 月 23 日から令和 7 年 8 月 4 日まで

- (1) 市政企画部（財政課）
- (2) 総務部（管財検査課、税務課、収納課）
- (3) 市民文化部（地域協働課）
- (4) 福祉部（高齢福祉課、福祉支援課、介護保険課、国保年金課）
- (5) こども健康部（健康増進課）
- (6) 建設部（都市計画課、土木課）
- (7) 水道部（上下水道料金課、水道課、下水道課）
- (8) 議会事務局（議会総務課）

第 3 着眼点

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているかを主眼に実施するもの。

第 4 主な実施内容

1 監査委員による質疑応答

被監査部署から業務実績、予算執行状況の説明を受けた後、監査委員から関係職員への質疑応答を行った。

2 事務局職員による確認

(1) 事務書類の処理状況の確認

被監査部署の契約事務、会計事務等の書類処理について、各種条例、規則、手引き等への適合可否を確認した。

(2) 現金取扱状況の確認

被監査部署の現金取扱状況（レジ、金庫、鍵の管理、入金手順、帳簿管理等）を確認した。

(3) 備品管理状況の確認

ア 現場において、被監査部署が購入した備品の現物及び管理シール貼付を確認した。

イ 被監査部署が廃棄した備品について、適正な廃棄事務処理が行われているかを確認した。

(4) 関係団体の事務上の管理状況の確認

被監査部署で事務取扱のある関係団体がある場合、その事務上の管理状況（通帳、印鑑の管理状況、帳簿、伝票の作成状況）を確認した。

第5 結果

各部署の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行については、概ね適正に実施されているものと認められた。

また、各部署の事務書類の処理状況、現金取扱状況、備品管理状況、関係団体の事務上の管理状況の確認においても概ね適正に処理されているものと認められた。

今後の事務にあたっては、下記の要望事項に留意の上、引き続き適切な遂行に努められたい。

第6 要望事項

【財政課】

ふるさと応援寄附金について、積極的な広報活動や返礼品の開発に取り組まれ大幅に増額されたことは高く評価できる。今後、ふるさと納税制度のルール見直しが行われる見込みであるが、創意工夫し更なる歳入確保に努められたい。

【管財検査課】

公用車の運転日報について、予約方法及び記載内容に改善の余地が見受けられる。利用状況の透明性向上のため、特に運行目的については詳細に記載させること。また、より厳正な確認体制を整備する方法について検討されたい。

【税務課】

確定申告におけるデジタル化が進む一方で、オンライン申告が困難な納税者が市役所の会場に来庁される傾向が見られる。e-Tax等の利用を促進することにより、来庁者を減少させ、申告相談業務に従事する職員数を削減するよう努められたい。

【収納課】

滞納整理業務は、市の歳入に直結する極めて重要な業務であり、折衝等に伴うストレスが大きく、職員の負担が大きい。現状では、少ない職員数でDXを推進しつつ、差押件数は県下でトップレベルとなり、収納率の向上という成果を挙げている点では高く評価できる。今後も必要な人員を確保し、積極的に先進的な手法を導入しながら、業務に取り組まれない。

【地域協働課】

自治会に対する交付金は、市の監査対象であることを文書等で示すことにより、不正な支出等につながらないように、引き続き厳しい視点で確認されたい。

【高齢福祉課】

給付金事業は、突発的な業務ではあるが、継続的に実施されており、担当課の負担は非常に大きい状況である。職員の負担軽減のため、人材派遣の拡充、部内協力の充実、部署を超えた職員の協力、組織の構築等、市全体の問題として困難な課題に取り組まれない。

【福祉支援課】

福祉支援課は最終的なセーフティネットの役割を担っており、職員に多大な負担がかかっている。一人欠員が生じた場合、補充もままならない状況であるので、先を見越した人員配置を人事課に強く要求されたい。

【介護保険課】

講演会の開催にあたり、従来のようなメールでの募集だけでは参加者を確保することが困難な状況であり、Zoom 等のオンラインツールを活用することで、参加者の増加が見込めると考える。また、講演会の内容を参加者にとって真に価値のあるものにすること、欠席者にも概要をお知らせするなど、参加機会の拡充を図ることが重要である。

【国保年金課】

国民健康保険税の収納率が県内他市と比較して低いことから、収納率の向上に向け、催告書の様式を工夫する等、様々な対応をされている点は評価できる。今後も要因分析などを継続し、効率的かつ効果的な収納事務を実施されたい。

【健康増進課】

災害時の救護所開設の体制について、市と医師会が協議し実現することができたことは大変有意義であり、今後ともこの連携を一層強化し災害時医療の発展に取り組まれない。

【都市計画課】

運転免許証の返納者が増加する一方でシニアカーの普及が進み、高齢者の交通手段の一つとして積極的に活用されている。今後、様々な交通手段について検討し、高齢者の交通手段を確保するよう努められたい。

【土木課】

緊急性の高い工事について、随意契約による発注がやむを得ない場合もあるが、耐用年数の経過、経年劣化等により緊急性が予見される事象については、計画的に入札を実施するなど、適切な対応を検討されたい。

【上下水道料金課】

多様な知見や専門性を取り込み、より質の高い業務連携等の可能性を最大限に引き出すため、プロポーザル方式の入札においては、可能な限り多くの事業者に提案の機会が提供できるよう、その実施方法を検討し、実現に努められたい。

【議会総務課】

議場カーペット張替え工事における複数契約での発注は、議会閉会中の施工という制約は理解するが、公平な競争入札の観点から誤解を招く可能性がある。今後は、同様の工事は一括発注し、競争入札を前提に工事方法等を検討するよう努められたい。

予算の不用額が大きい事業が散見されるが、より精緻な積算により、適正な予算編成を行うよう要望する。議員活動に関連する予算については、議会内において、より効果的・効率的な予算編成について議論を進めていただくよう促されたい。